

令和7年度

木造住宅の

耐震

診断
改修

設計
除却

※非木造住宅については、別途耐震診断の補助制度があります。

戸建て住宅の耐震診断なら 最大 **5万円**補助

標準的な木造住宅で診断費用が5万5千円の場合 ⇒ 約5千円の自己負担

戸建て住宅の耐震改修なら 最大 **80万円**補助

(所得により 105万円)

耐震改修設計も併せて申請するなら 最大 **10万円**加算

戸建て住宅の除却なら 最大 **40万円**補助

(所得により 60万円)



茨木市

【お問合せ先】

茨木市 都市整備部 居住政策課

電話 : 072 (655) 2755

E-mail : jutaku@city.ibaraki.lg.jp

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 (市役所南館5階)

- ※ 本補助制度は、契約・着手前に申請が必要です。
契約後・着手後の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ※ 過去に本補助金の交付を受けている場合は対象外です。
- ※ 建築基準法に抵触している物件については対象外となる場合があります。
- ※ 所有者が複数いる場合、居住者と所有者が異なる場合は、同意書が必要です。

耐震診断補助制度

■補助対象建築物

- ・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられた 2 階以下の建築物（増改築含む）
- ・木造の一戸建て住宅、長屋住宅、床面積の合計 1,000 m²未満の共同住宅
- ・現に居住し又はこれから居住しようとする住宅

■補助対象者

- ・建物所有者

■補助金額

- ・耐震診断に要した費用の 11 分の 10 又は 1 m²あたり 1,100 円のいずれか低い額。
上限 50,000 円（1 戸あたり）

■注意事項

- ・大阪府建築士会主催の講習会を受講し修了された方（木造住宅に限る）又は日本建築防災協会等主催の講習会を受講し修了された建築士等が診断するものに限りです。



電子申請は
こちらから

耐震改修補助制度

【耐震改修工事】

■補助対象建築物

- ・平成 12 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられた 2 階以下の建築物（増改築含む）
- ・木造の一戸建て住宅、長屋住宅、床面積の合計 1,000 m²未満の共同住宅
- ・現に居住し又はこれから居住しようとする住宅
- ・耐震診断の結果、評点が 1.0 未満であること

■補助対象者

- ・建物所有者（個人に限る）

■補助対象工事

- ・耐震改修後の耐震診断結果が 1.0 以上になる工事
- ・耐震改修後の耐震診断結果を 0.3 以上向上させ、0.7 以上になる工事
- ・公的機関において、性能等（地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守ることができる居住空間の安全性）が確認されたシェルター工法

■補助金額

1. 建物所有者の課税所得金額が 5,070,000 円未満の場合（目安年収 910 万円）
上限 800,000 円（1 戸あたり）
2. 建物所有者の世帯全員の合計所得金額が 2,568,000 円以下の場合
上限 1,050,000 円（1 戸あたり）

■注意事項

- ・大阪府建築士会主催の講習会を受講し修了された方 又は日本建築防災協会主催の講習会を受講し修了された建築士等が設計及び工事監理するものに限りです。
- ・審査等に時間を要しますので、お早めにご相談ください。

【耐震改修設計】

■耐震改修設計

- ・耐震改修後の耐震診断結果を1.0以上に高めるための設計
- ・耐震改修後の耐震診断結果を0.3以上向上させ 0.7以上に高めるための設計

■補助金額

- ・耐震改修設計に要する費用(耐震診断費用、工事監理費を除く)の10分の7
上限 100,000 円 (一棟あたり)

■注意事項

- ・大阪府建築士会主催の講習会を受講し修了された方 又は日本建築防災協会主催の講習会を受講し修了された建築士等が設計するものに限りです。
- ・耐震改修設計は、耐震改修工事とセットで申請してください。
耐震改修設計のみの申請はできません。
設計に基づく改修工事は、同一年度内に完了してください。
補助金の交付は、改修工事終了後です。
- ・シェルター設置工事に係る設計は対象外です。

除却補助制度

■補助対象建築物

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建てられた 2 階以下の建築物 (増改築含む)
- ・木造の一戸建て住宅、長屋住宅、床面積の合計 1,000 m²未満の共同住宅
- ・耐震診断結果が 0.7 未満 又は「誰でもできる わが家の耐震診断」による評点の合計が 7 点以下のもの

■補助対象者

- ・建物所有者 (個人に限る)

■除却工事

- ・建物すべてを除却する工事

■補助金額

1. 建物所有者の課税所得金額が 5,070,000 円未満の場合 (目安年収 910 万円)
上限 400,000 円 (一棟あたり)
2. 建物所有者の世帯全員の合計所得金額が 2,568,000 円以下の場合
上限 600,000 円 (一棟あたり)

代理受領制度の利用が可能です！

■代理受領制度とは

市が交付する補助金について、申請者(所有者)に代わって、耐震診断等を実施した業者が受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は診断費用等から補助金を差し引いた額を用意すればよいので、診断等に係る立替費用の負担が軽減されます。

※代理受領できるのは、申請者との契約による耐震診断

- ・改修等を実施した業者に限ります。

※代理受領者の同意が必要です。



手続きの流れ

① 事前相談

交付申請される前にご相談ください。
建築確認済証、登記事項証明書等があればご持参ください。

申請期限：令和8年1月30日

② 補助金交付申請

必要書類を添えて、交付申請書を提出してください。
申請書の内容を確認後、補助金の交付を決定し、通知します。
(申請から約2~3週間で通知します。)

※交付決定前に、契約・着手されないと補助金の対象となりません！

補助金交付決定通知の送付

③ 耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、除却工事の契約・着手

【耐震診断】

交付決定通知書を受け取ってから着手し、着手後は直ちに着手届を提出してください。

【耐震改修設計】

耐震改修計画について、耐震改修工事前に協議が必要です。

【耐震改修工事】

工事中に市職員による中間検査を実施します。

④ 耐震診断、耐震改修、除却工事の完了

報告期限：令和8年2月20日

⑤ 実績報告書

耐震診断・耐震改修工事等の完了後、必要図書を添えて報告書をすみやかに提出してください。(耐震改修、除却工事は完了後、30日以内に提出して下さい。)

補助金額確定通知の送付

⑥ 補助金請求

補助金交付請求書を提出してください。

申請者の銀行口座へ補助金を振込み

⑦ 補助金受領

手続き完了です。(振込通知書は送付していません。)

※予算額に達し次第、受付を締め切ります。あらかじめご相談ください。